

大個審答申第 70 号
平成 26 年 3 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 8 月 30 日付け大住吉窓保第 73 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 6 月 28 日付け大住吉窓保第 39 号により行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 24 年 6 月 14 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 23 年 8 月 26 日付けで、国民健康保険料未納額に対して大阪市より送付された『差押予告』にあたり、大阪市が行った異議申立人の資産調査結果」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、「平成 23 年 8 月 26 日付けで、国民健康保険料未納額に対して大阪市より送付された『差押の予告』にあたり、大阪市が行った異議申立人の財産調査結果」（以下「本件情報」という。）を特定した上で、条例第 23 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

「条例第 19 条第 6 号に該当
（説明）」

該当文書については、本市の財産調査に関する情報が含まれており、本件文書を開示することにより財産調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 3 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 非開示決定を取り消し、異議申立人の個人情報開示を求める。
- 2 保険料の未納額は支払完了しており、本人に開示しても何ら業務遂行上支障を及ぼさないと考える。
- 3 本件情報を開示しないのは、調査を本当に行ったのかを疑わざるを得ない。もし、調査を行わずに「差押予告」をしているとしたら行政である大阪市が市民に対し、いつわりを云っていることになり、大変なこととなる。
- 4 他の人が、預金の移動、処分をするため、調査の開示を求めたのではなく、自分の調査が、どのようになされたのかを知りたく開示を求めたのである。
- 5 なぜ異議申立人が詳細を知ることになった場合、保険料滞納者への対応が予測することが可能となり財産の処分等の対策を講ずることが容易になると考えられるのか、実施機関は、どの様な根拠をもとに主張するのか実例があるなら実例を示すべきである。何の根拠もなく個人情報の開示の権利及び基本的人権をせばめる決定であることに異議を申し立てる。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、本件情報を開示しても、保険料の未納額は既に支払いが完了しており、何ら業務遂行上支障を及ぼさないと考えるので、本件決定を取り消し、本件情報を開示するよう、主張している。
しかしながら、本件情報を開示することにより、異議申立人が詳細を知ることとなった場合、今後、大阪市が行う保険料滞納者への財産調査等の対応を予測することが可能となり、財産を差押えされないよう、預金の移動、財産の処分等の対策を講ずることが容易になると考えられる。
- 2 また、滞納整理は通常どの滞納者に対しても同様の流れで行う事務であることから、たとえ事後であっても、調査の手の内を明らかにすることは今後の滞納事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため、本件決定を行ったものである。

第 5 審議会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な権利を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、平成23年8月26日に実施機関が異議申立人に国民健康保険料の納付に係る「差押の予告」を送付するにあたり、事前に実施機関が行った財産調査の結果である。

当審議会において本件情報を実際に確認したところ、本件情報には実施機関が財産調査を行った結果明らかとなった異議申立人の財産の内容が記載されており、実施機関は本件決定において、本件情報のすべてを条例第19条第6号に基づき非開示としている。

3 争点

実施機関は、本件請求について、条例第19条第6号に該当することを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件情報を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報の条例第19条第6号該当性である。

4 本件情報の条例第19条第6号該当性について

(1) 条例第19条第6号の基本的な考え方について

条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件情報の条例第 19 条第 6 号該当性について

異議申立人は、既に未納額の支払いが完了していることから、本件情報を異議申立人に開示しても何ら業務遂行上支障を及ぼさないと主張している。

しかしながら、滞納整理は通常どの滞納者に対しても同様の流れで行う事務であり、実施機関が今後も同様の流れで滞納者に係る財産調査を行うことを踏まえると、一旦、本件情報が開示されると、それにより実施機関における調査の手法や時期などをはじめとした財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易となる相当の蓋然性が認められる。

したがって、本件情報を明らかにすることで、実施機関の国民健康保険料滞納整理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件情報は、条例第 19 条第 6 号に該当する。

5 結論

以上により第 1 記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 45 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 8 月 30 日	諮問
平成 24 年 10 月 25 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 10 月 18 日	審議（論点整理） 異議申立人から意見書の提出及び異議申立人意見陳述
平成 25 年 11 月 15 日	実施機関理由説明
平成 25 年 12 月 6 日	審議（答申案）
平成 26 年 3 月 11 日	審議（答申案）
平成 26 年 3 月 26 日	答申